



第 279 号



- 建廃委施設見学・勉強会 JX 金属環境を訪問、不法投棄対策をテーマに勉強会
- 安全衛生研修会 産廃処理業における労働災害防止対策
- 医廃委勉強会 都の指導状況等を聴き、初の“オールデイスカッション”を開催
- 東京都報道発表 産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査結果について



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く)中間処理業 優良産廃処理業者認定制度 産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012 優良認定業者 ありあげてごよう 検索

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD. 〒136-0083 東京都江東区豊洲 2-9-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

BSI ISO 14001 JAC JAB



2011年度 中間処理業 収集運搬業 (積替え保管を含む) 産廃エキスパート 認定番号 2-11-C0001 認定番号 2-11-B0063

次世代に贈る未来のために... 高精度選別再資源化システムによる リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



東京臨海
エコ・プラント

市川 エコ・プラント

高俊興業株式会社 <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内

安心 迅速 安全 確実

[建設廃棄物委員会・施設見学会及び勉強会] JX金属環境のアスベスト100%リサイクル炉を見学 不法投棄対策(建廃の現場指導)をテーマに勉強会を開催	2
東京都報道発表資料[2013年10月掲載]より 産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査結果について	7
[安全衛生研修会] 『産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について』 をテーマに東京労働局から講師を招き研修会を開催	10
[医療廃棄物委員会] 都から講師を招き『医廃に関する都の指導状況』等を聴き 初の“オールディスカッション”を開催	12
[法制度検討委員会] 建廃「選別」他2テーマについて提言まとまる	14
[女性部だより] 新入部員6名による会社紹介とチーム別ミーティング	16

委員会報告(安全衛生推進委員会、中間処理委員会)	17
講師余談	18
寄稿・大規模災害を想定した今後の対応に業界の力量が試される	20
会員情報	21
協会の主な今後の日程	22
お詫び(施設見学会の中止について)	22
新入会員紹介	23
よろず相談(税務・繰越青色欠損金の控除・税務調査)	24
事務局だより・編集後記	28
表紙の言葉	9

〈建設廃棄物委員会・施設見学会及び勉強会〉

JX金属環境のアスベスト100%リサイクル炉を見学 不法投棄対策〔建廃の現場指導〕をテーマに勉強会を開催

平成25年10月17日(木)、建設廃棄物委員会は施設見学会を実施し、アスベスト(石綿)の無害化・資源化处理で注目されるJX金属環境(株)(茨城県日立市)を見学した後、(一社)東京建設業協会会議室(東京都中央区)において、東京都環境局廃棄物対策部より講師を招き、『東京都の不法投棄対策について～建設廃棄物に対する現場指導』をテーマに勉強会を実施した。参加者は当協会建設廃棄物委員会委員のほか、(一社)東京建設業協会、(一社)東京建物解体協会の3団体で合計34名であった。



後列右から鈴木取締役、平野営業担当部長と共に「日立鉾山の大煙突」(頂上部)をバックに撮影

かつて「奇跡の鉾物」と呼ばれ日本に輸入されたアスベストの総量は1千万トンを超え、その9割は建築材料として、使用等の全面禁止(2006年)以前に建設された建物のあらゆる施工部位に使用されている。

環境省は建築物の解体によるアスベスト含有建材の廃棄量を、2020年頃をピー

クに今後毎年100万トン以上と予測している。オリンピックの東京開催が決定したことにより、建物の改築・解体が加速することも予想され、今後は解体工事関係者やアスベスト含有廃棄物を取扱う処理業関係者の健康被害の増大も心配されるところだ。

現在、様々なアスベストの無害化処理

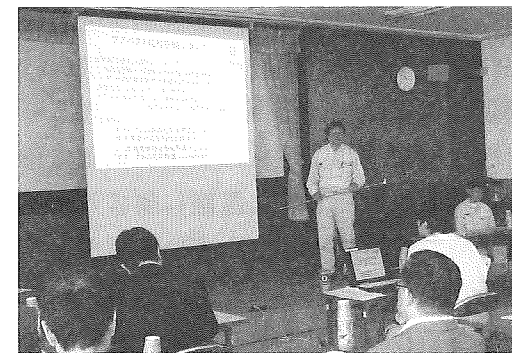
技術が研究開発の途上にあるが、実際に適用されている方法は高温溶融・無害化し、副生スラグを最終処分又はリサイクル使用する方法である。なお、現時点でのアスベストの処分方法は埋立が主流となっている。

しかし埋立容量には限界があることから、副生スラグの販売ルートを確立し、ゼロエミッションを達成したJX金属環境(株)に、大きな期待が寄せられている。

■アスベスト100%リサイクルに成功

台風一過の爽やかな秋晴れの中、午前8時30分に貸切バスで東京駅を出発し、途中休憩を含め約2時間でJX金属環境(株)に到着した。

はじめに会議室において、取締役製造部長の鈴木義昭氏、業務部営業担当部長の平野英雄氏から、同社の事業内容、処理フロー、廃アスベストの無害化・資源化等について説明を受けた。



会議室で鈴木部長の説明を受ける

JX金属環境(株)は、日立鉾山に端を発するJX日鉾日石金属(株)グループの関東地区拠点として、非鉄金属製錬によって培われた技術を活かし、「クリーンZ炉(焼却・高温熱分解法)」、「リサイクル炉(高温溶融処理法)」の2つの炉を用い

て、産業廃棄物の無害化・資源化と有価金属の回収を行っている。

「クリーンZ炉」では、廃油・廃液などの液状産業廃棄物やASR(自動車シュレダーダスト)などの固形産業廃棄物等を高温のストーカ付ロータリーキルンで焼却し無害化する。処理された廃棄物は、焼却灰と完全に無害化されたガスとなり、これまでは処理が難しいとされていた有害産業廃棄物(PCB、水銀を除く)や第一石油類などの難処理物も処理することが可能だ。焼却灰は「リサイクル炉」などで有価物が回収され、スラグは土木用資材として販売されている。

「リサイクル炉」では、アスベストや金属類を含むスラッジ等の産業廃棄物を1,500℃以上の高温で溶融し、有価物を含んだマットとスラグに分離回収する。アスベストは専用の投入口(二重ダンパー)から袋詰めされたまま自動投入されるため、外に漏れることがない。スラグは年間約24,000トン生産され、ケーソン(防波堤基礎として使用されるコンクリート製の大型の箱)の充填材(20,000トン)、セメント原料(4,000トン)、サンドブラスト吹付材(不定期)として利用されている。

全国で溶融処理されるアスベスト3,950トンのうち、最も処理量の多い関東区域(2,391トン)の、実に90%にあたる2,134トンが同社で処理されており、アスベスト溶融無害化処理実績は国内No.1とのことだった。(数字は環境省「廃石綿等の処理状況調査」平成20年度～平成23年度平均値)

質疑応答では、「定修の頻度は」(答：

リサイクル炉は毎年1回、4月に20日程度)、「工場の問題点は」(答:処理にコストがかかるが処理費はなかなか上がらないこと)、「鉄は受入不可なのか」(答:鉄筋や鉄の塊などナマ鉄は受入不可、ケレン・切断などで発生した鉄粉などの混入はある程度可。個別に相談に応じる)等、活発に質問が出されていた。

続いて参加者は2班に分かれて施設見学の後、社屋の屋上から、日立市のシンボル「日立鉱山の煙突」をバックに記念撮影をし、同社をあとにした。

■不法投棄対策で勉強会

日立市から東京へ戻り、15時30分から(一社)東京建設業協会会議室において『東京都の不法投棄対策について～建設廃棄物に対する現場指導』をテーマに、東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課不法投棄対策担当係長の平野晃章氏と産業廃棄物対策課課長補佐(指導係長)の鮫島弘尚氏から話を聞いた。



右から平野係長と鮫島課長補佐

1. はじめに

平成21年の統計によれば、全国で排出される産業廃棄物の排出量は合計38,975万トンで、最終的には53%が再利用、3%

が最終処分されている。東京の産業廃棄物排出量は合計2,319万トン(うち60%が下水道汚泥)で、再利用27%、最終処分4%となっている。ただし、東日本大震災後は放射性物質汚染等の関係で、下水道汚泥の再利用率は下がっているという。

2. 不法投棄対策の現状

東京都は不法投棄対策を重要施策の一つと捉え取り組んできた。平成12年には近隣自治体と産廃スクラムを結成し、平成14年には都庁内に産廃Gメンを組織化した。近年は『2020年の東京』計画の「目標2:低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」の中で「建設廃棄物の適正処理を進めるため、排出事業者や解体事業者への指導・育成を推進」を重要項目として掲げている。

この勉強会では、平成19年から都が実施している不法投棄対策について、発生量や具体的な対策について説明を受けた。

●近年の不法投棄事例

残土と称する盛土が高さ70m以上も積み上げられ、明らかに産廃に属すると見受けられるものが混合している事例(千葉県市原市)や、リサイクル名目で敷地内に約6万5千 m^3 (うち、約2万 m^3 が焼損)の建築廃材・木材チップが野積みされた事例(千葉県佐倉市)、現在指導中の建設系廃棄物の不法投棄現場(八王子市)などが画像で紹介された。

●不法投棄件数・投棄量の推移

不法投棄の件数は平成10年の1,200件

をピークに徐々に減少し、平成23年度に新たに発覚したものは192件、投棄量5万3千トンとなっている。

不法投棄が減少した要因のひとつとして、平成13年の法改正、平成15年の欠格要件の強化等により行政処分が増加した結果、不適正処理を行う業者が淘汰されたり、厳しい指導を警戒して不適正処理が減ったのではないかと考えているとのことだ。

平成23年度の不法投棄件数のうち、種類別でも投棄量でも建設廃棄物は全体の6割以上を占めている。実行行為者別では排出事業者が62%、投棄量では排出事業者37%と許可業者32%となっている。建設廃棄物が不法投棄される原因の一つに、建設現場での複雑な施工体系があるといわれている。

●廃棄物処理法の改正

こうした問題点を踏まえ、平成22年改正において、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について、元請業者を排出事業者とし、責任の所在を明確にした。産業廃棄物処理においては原則禁止の再委託行為が、建設工事においては元請業者から何重にもなる下請への発注が一般的であることからくる認識のずれによる問題を解消することが目的であった。

この結果、建設と解体を別に発注する分離発注が増え、解体事業者は発注者から直接仕事をもらうことができるといった効果もあるという。

こうした建設系廃棄物に関する処理責任の元請け一元化のほか、問い合わせの多い下請けによる自己運搬の条件(法第

21条の3第3項)、報告徴収・立入検査・措置命令の対象拡充、廃石綿等の埋立処分基準の強化についても説明があった。

●東京都の不法投棄対策と取組内容

東京都は、都職員・警視庁派遣・警視庁OB等で構成される「産廃Gメン」と、関東甲信越・静岡・福島地区の1都11県18市からなる「スクラム30」を主要な活動として、近隣縣市との連携による産業廃棄物の広域監視体制を強化し、排出段階から不法投棄発生後まで対応している。特に解体現場立入指導を重点項目のひとつとして、年間1,000件を目標に実施している。調査内容は、現場責任者等の確認、分別解体・保管状況、マニフェストの有無とD票の提出確認、車両表示、収集運搬業許可の有無、アスベスト等の分別処理の状況等で、調査結果はデータベースに登録し、統計分析を行っている。従来は件数を目標として、多い年では2,000件の立入を実施していたが、今後は不適正処理に対する徹底指導を目標に、よりきめの細かい立入指導を目指しているとのことだ。



勉強会会場

●都内の解体現場の不適正事例

無許可業者への委託違反事例、許可業

者の敷地内不法投棄事例、名義貸しの禁止違反等の事例が画像で紹介された。

不法投棄の現行犯逮捕事例（刑事事件）として、都内を排出源とする建設廃棄物の不法投棄発見の通報を受け、産廃Gメンが警視庁や自治体と広域連携し、通報からわずか2日後に逮捕することができた事例が紹介された。

●今後の取組

解体現場立入調査を根気よく継続することにより、現場における指導・啓発、実態把握と不適正処理の監視、悪質業者への対応、アスベストの混入防止の指導等に取り組んでいく。各種業界団体と対話・協力しながら、出前講習会を通じた啓発活動を実施していく。「仕事を休んでまで講習会を受講することができない」といった実態にも対応するため、現場での立入検査を啓発活動の場として捉え、事業者への丁寧な説明を実施していく。さらに、個々の違反に“もぐらたたき”的に対処するだけでなく、解体業界の構造的問題を分析し、不適正処理が発生する原因を、根本から解消する対策を探っていきたいとのことだ。

講義後は、「解体工事現場の残置ごみを解体業者が産業廃棄物として処分しなければならない現状について行政はどのような対応をしているか」（答：有害物が含まれる場合はオーナーに直接指導するが、通常は個々に対応することは難しく、建設リサイクルのパンフレット等で普及啓発を行なっている状況だ。今後検討していきたい）、「建設汚泥・コンク

リートがらの処分が滞っている現状についてどのような対応がとられているか」

（答：建設副産物の利用促進について検討を進めている。まずは都の発注工事において積極的に活用を進めている）等の質疑応答があった。

また、「東京都の直接最終処分量のうち石綿含有廃棄物が占める量は？」との質問に対しては、後日電子メールで当協会宛に丁寧な回答があった。

『東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（平成21年度実績）』（東京都環境局）によると、石綿産業廃棄物の都内での排出量は9千トンであり、その全量が直接最終処分となっている。したがって、同報告書の統計値によると、直接最終処分量の12万3千トンのうち、約7%が石綿含有産業廃棄物である。詳しくは同報告書が都民情報ルームなどで公表されているので、そちらを参照されたいとのことだった。

その他、「建設工事において、分離発注により同じ現場に複数の元請業者が発生し、産業廃棄物処理の一括管理が困難となっている等、現実には様々なケースがあることを認識してほしい」等の問題提起や、「水銀の適正処理のために、水銀灯・蛍光灯の処理ルートについて、家庭から出されるものと産業廃棄物の区別をなくすなどして、処理ルートを一本化できないか」、「適正処理に尽力している解体業者もたくさんいるので、不法投棄事例紹介の際には、解体の先進事例等もあわせて啓発活動に取り入れて欲しい」といった要望など、活発な意見交換の場となっていた。

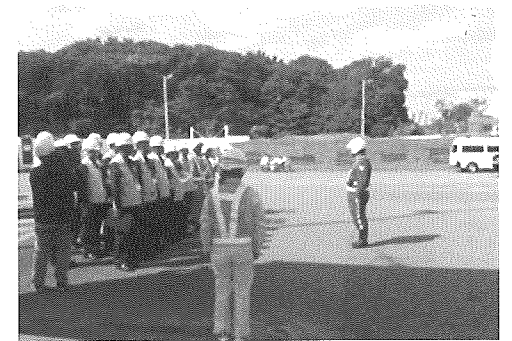
東京都報道発表資料 [2013年10月掲載] より

産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査結果について

平成25年10月30日

環境局

このたび、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム30」）は、不法投棄撲滅強化月間における取組として、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を、九都県市首脳会議と合同で、次のとおり実施しましたのでお知らせします。



1 日時・場所

平成25年10月16日（水曜）、17日（木曜）、21日（月曜）、23日（水曜） 関東甲信越、福島県の14箇所を実施（詳細は別紙）

2 体制

自治体職員 222名

警視庁及び県警職員 59名

高速道路株式会社職員 68名

計 349名

3 調査結果

廃棄物関係車両 191台 うち指導した台数38台

4 違反内容

許可証の写し等書類携帯義務違反—15件、産業廃棄物運搬車両表示義務違反—11件、マニフェスト（産業廃棄物管理票）記載不備—9件、マニフェスト携帯義務違反—5件、その他—5件

以上の違反内容に対して、改善指示書の交付等を行いました。また、違反内容に応じて追跡調査も実施していきます。

※指導等内容の件数は、同一車両に対して複数の違反行為に係る指導を行っている場合があるため、指導台数とは一致しません。

5 その他の取組

産廃スクラム30では、10月15日から12月27日までを不法投棄撲滅強化月間と定め、自治体単独又は合同による路上調査、海上パトロール、スカイパトロールなど様々な取組を引続き実施していきます。

※「産廃スクラム30」とは、関東甲信越・福島県・静岡県内の30の都・県・市で構成し、産業廃棄物の不適正処理防止にむけ連携して取り組んでいる組織です。

問い合わせ先

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課（産廃スクラム30事務局）

電話 03-5388-3446

〔別紙〕

調査実施日時・場所

(1) 平成25年10月17日（木曜） 関東、新潟県、長野県の11箇所で開催

- 関越自動車道
埼玉県・新座料金所
- 東関東自動車道
千葉県・宮野木料金所
- 館山自動車道
千葉県・市原インター出口

- 東名高速道路
神奈川県・横浜町田インターチェンジ
- 中央自動車道
八王子本線料金所（東京都担当箇所）

- 一般道
県道162号線 茨城県・下総利根大橋有料道路管理事務所駐車場
主要地方道矢板那須線 栃木県・折戸駐車場
主要地方道栃木藤岡線 栃木県・藤岡車両重量計量所
国道17号線 群馬県・高崎警察署新町交番
国道18号線 新潟県・国土交通省江口道路ステーション
県道35号線 長野県・八幡原史跡公園先

(2) 平成25年10月16日（水曜） 山梨県で開催

- 一般道
国道358号線 旧料金所跡地

(3) 平成25年10月21日（月曜） 新潟県で開催

- 一般道
国道7号線 国土交通省加治川除雪ステーション道の駅加治川

(4) 平成25年10月23日（水曜） 福島県で開催

- 一般道
国道4号線 白河警察署白河車両検問所

表紙の言葉

- 今月の写真：クダゴンベ（管権兵衛）＜学名：Oxycirrhites typus＞
- 撮影者：阿部 秀行 氏 ● 撮影地：パラオ
- 撮影者コメント：「相模湾以南から琉球列島、西太平洋・インド洋と東部太平洋のカリフォルニアに分布しています。水深15mぐらいに生息しており、ヤギ・ウミカラマツ・ウミトサカなどの腔腸動物類（クラゲ、サンゴ、イソギンチャク類の総称）の中において見つかりにくいです。この美しいチェック模様に入ったクダゴンベは数が少ないことも手伝って人気者という点では、格別です。」

安全衛生研修会

『産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について』をテーマに 東京労働局から講師を招き研修会を開催

安全衛生推進委員会は平成25年10月16日(水)13時30分からグリーンホール（千代田区神田須田町）に於いて、今年度第二回の安全衛生研修会を開催した。今回はグループリーダー又は班長を受講対象とし、講師に東京労働局労働基準部安全課地方産業安全専門官の小山秀雄氏を招いて『産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について』をテーマに講義を聴いた。廃棄物処理業においてはどのような労働災害が多いのか等、統計に基づく数値を示し、年代別や時間帯・原因等を分析した詳細な説明と、映像を用いた演習で、『実施しやすいリスクアセスメント』が大変わかりやすく講義されていた。



研修会場、演台は小山講師

■「骨折」「50歳代」「午前10時」

廃棄物処理業（古紙再生業を除く）における労働災害の特徴は、怪我の種類では「骨折」が42%と最も多く、他業種にはない特徴となっているようだ。経験年

数との関係では、一般にはベテランほど災害は少ないと思われがちだが、大きな差は見られない。また、50歳代の怪我が多い（60歳代との差がない）ことも廃棄

物処理業の特徴だ。時間帯ごとでは「午前10時前後」が最も多く、早朝の回収を済ませ自社での積卸しの際に事故が起きやすいと考えられるのではないかとのことだ。

起因物別にみると、「物上げ装置・運搬機械」による「はさまれ、巻き込まれ」と「墜落、転落」、「仮設物・建築物・構築物等」での「転倒」が多い。45%の人が「転倒」しただけで怪我をしている点は、問題として認識すべきだ。具体的な起因物としては「トラック」が多く、「トラックから落ちた、はさまれた」が過半数を占める一方、処理業において「交通事故」は予想外に少なく、業界が交通事故を減らす努力をしている表ではないかとのことだった。

災害防止対策を検討する際には、これらの分析結果を参考にしてほしいとのことだ。

■危険感受性を高める

今回の演習では、リスクアセスメントの手法をよりわかりやすくするために、一般的な5段階評価ではなく3段階評価とした。受講者は演習用に用意された「問題のある作業例」を動画で見て、3～4人のグループに分かれて様々な事例について話し合った。リスクアセスメントとは、事象（人が何かにぶつかる等）の件数を下げるのではなく、その事象が怪我に結びつかないようにすることだ。そのためは、まず「何が問題で、どんなことが起こるか」を見つけ出すことが大切で、誰が見ても危険だとわかる作業の「その先に何が想定されるか」を常に想

像し、危険感受性を高めていくことが重要とのことだった。



「K」の人型が「指差呼称」を表している

■Safe Work TOKYO

埼玉、千葉、東京、神奈川の首都圏4労働局では、「Safe Work」をキャッチフレーズに、平成25年度からスタートした『第12次労働災害防止計画（厚生労働大臣公示）』に基づく取り組みの、官民一体となった推進に努めている。

東京労働局では「首都東京」独自の視点から、今後5年間の重点課題を整理し、【基本目標】として①死亡災害を過去最少の53人を下回る、②休業4日以上之死傷災害が8,000人を下回る、を掲げ「安全・安心な首都東京の実現」を目指している。

廃棄物処理業においては「単独（少人数）作業が多い」ことを踏まえ、近年死亡災害が発生しているトラック・塵芥車の安全確保対策に関する教育の徹底や、正しい知識の教育、適切な保護具の使用の徹底等をポイントに挙げていた。

最後に、小山講師は今回の受講者に向けて「従業員の声を聴いてヒヤリ・ハットを見逃さず、責任者自らが災害の原因に対応した対策を実践し、現場全体の安全意識を高めてほしい」と呼び掛けた。

都から講師を招き『医廃に関する都の指導状況』等を聴き初の“オールディスカッション”を開催

去る10月23日(水)13時30分より、東京都産業廃棄物協会会議室において、医療廃棄物勉強会が行われた。今回は新しい試みとして、“参加者がテーマを選ぶ”オールディスカッション形式を採用した。東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課から、高橋規制監視係長と鮫島指導係長を講師としてお招きし、医療系廃棄物処理に従事する収集運搬業者並びに処分業者併せて29社が参加した。ゲストとして、元東京医師会会長である鈴木聡男先生と、元日本医師会事務局の原田優氏にご参加いただいた。医療廃棄物委員会の勉強会に医師が参加することは初めてで、排出事業者と処理業者間で意見交換を行ったことは画期的であった。



高橋規制監視係長

山中委員の総合司会により、五十嵐医療廃棄物委員長から、開会の挨拶があった。次に高橋講師より、「医療廃棄物に関する東京都の指導状況」というテーマでお話を伺った。

医療廃棄物処理業者に係る平成22年度法改正の主な項目として

1. 廃棄物処理業の許可における欠格要件の見直し
2. 廃棄物処理施設の定期検査制度の創設
3. 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開
4. 熱回収施設設置者認定制度の創設
5. 産業廃棄物管理票制度の強化
6. 優良産廃処理業者認定制度の創設
7. 産業廃棄物処理業者による委託者への通知の義務付け
8. 措置命令の対象の拡大

9. 不法投棄に係る罰則の強化等
10. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

その他、東京都が排出事業者に対する立入検査で確認している事項は以下の4通り：1.保管・運搬基準、処理基準等の遵守、2.処理委託基準の遵守、3.産業廃棄物の管理及び処理体制の整備、4.減量化・資源化等に関する指導や情報提供。

次に鮫島講師から、「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」についてお話があった。



鮫島指導係長

国制度の優良基準の概要として：1.遵法性、2.事業の透明性、3.環境配慮の取組（ISO・エコアクション21）、4.電子マニフェスト、5.財務体質の健全性。認定されると次の特典がある：1.許可更新期間5年→7年、2.許可証に優良マーク、3.許可申請時の添付書類の一部省略が可能。

東京都の第三者評価制度（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル）については、東京都環境公社のホームページに詳細が記載されているので、そちらを参照されたい。

<http://www.tokyokankyo.jp/>

さて、オールディスカッションのテーマについて参加者に募ったところ、もっとも多く選ばれた次の2点について、伊丹委員と千明委員の司会進行によって意見交換を行った。

1. 「感染性廃棄物収集ドライバーの危険回避の留意点（予防接種・針刺し防止策・作業方法）、事故後の対応」



鈴木先生

鈴木先生より、予防接種は万能ではないとのご指摘があった。考えられる感染症でAIDSやC型肝炎の予防接種はそれ自体がない。しかしながら、予防接種で防げる感染症もあるので、感染性廃棄物に直接係る従事者には接種を推奨する。また防止策としては手袋や前掛けをすることが重要であり、日頃の従業員教育を徹底するべきである。特に最近の針は細く見えづらい上に、刺さっても痛くないので、知らない間に針刺しをしている可能性がある。排出事業者には分別の徹底と、廃棄物種類に応じた適正な容器に収納するよう、啓発活動を怠らないようにすべきである。不幸にも針刺し事故が起きてしまった場合は、流水で十分に洗い、消毒し、医師に相談をする。事故後の対応についてマ

ニユアルを整備しておくべきである。また、針刺し事故において今後、責任の所在が何処にあるのかを話し合うことが必要との意見もあった。ドライバーは、診療中または診療時間外での指定された時間の中で、駐禁に怯えながらの迅速な作業を求められるが、収集運搬時には細心の注意が必要不可欠である。

2. 「薬品処理（廃試薬）について、感染性容器に投入された場合の危険性」

感染性廃棄物の専用容器は密閉式であり、一度閉めてしまうとその内容物が分からなくなってしまうことに、そもそも問題がある。容器の中で禁忌品が化学反応等を起こし、有毒ガスの発生や、引火、爆発の可能性もある。また、水銀が混入することにより、処分施設が操業停止になるような甚大な被害を与え、近隣施設の汚染にも繋がる。WDSを徹底し実際の廃棄物との整合性を保つよう、排出事業者に指導するが、悪意のある廃棄物に対応することは、内容物が見えないために現実的に難しい。廃薬品等、その他廃棄物の廃棄方法が不明な場合には、必ず処理業者に相談をしてもらえよう、排出事業者との日頃のコミュニケーションを密にすることが重要である。

最後に、東京都産業廃棄物協会の古川専務理事より、閉会の挨拶をもって終了した。

(株式会社日本シルバー 杉本大輔 記)

建廃「選別」他2テーマについて提言まとまる

平成25年10月11日(金)15時より協会会議室において、8名の委員とオブザーバー1名によって開催された。

◆建廃の「選別」の法的位置付けの明確化<担当：高橋委員>

次の通り検討内容をまとめ、提言書を直近の理事会へ提出することとなった。
(一部省略)

【提言】

産業廃棄物処理施設(中間処理業)において、処分方法に新たに「選別」という許可を追加して欲しい。

一般的に中間処理とは、廃棄物を物理的方法(破碎・圧縮)、化学的方法(焼却・中和)、生物的方法(滅菌等)によって形態や性質を変化させ、生活環境保全上、支障のないものにする行為といわれているが、現在の環境下では、これらの定義に安全性の確保や再資源化の推進を加えて欲しい。

【結論】

中間処理の定義に、安全性の確保と再資源化のための行為(選別)を法文上明確に規定し、あるいは通知等により明確にする。

変更が不可能な場合は、破碎の前処理については、独立した「選別」という処理項目とし、事前選別を許可項目に付加させ、マニフェストに明記できるようにする。

但し、再委託問題を考慮し、積替え保管施設との区別を明確にするため、破碎・圧縮の設備を有している条件を付ける必要がある。また、環境省通知(平成15年2月13日付環産第90-1号)の各自治体への周知徹底を要望する。

◆産廃業種指定の見直し

<担当：白井委員>

次の通り検討内容をまとめ、提言書を直近の理事会へ提出することとなった。
(一部省略)

【提言】

事業活動に伴い発生する木くず全てを産業廃棄物とする。

【背景】

産業廃棄物業種指定の木くずは、同一の製品、性状であっても排出事業者の業種により、一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されているが、一般廃棄物の処理責任は区市町村にあるために、産業廃棄物

と比較して広域的かつ効率的にリサイクルを行う際の障害になっている。

平成19年には物流業に係る木製パレットを産業廃棄物に移行させた経緯があり、当初の期待に即した効果が上がっている。

以上の事を勘案し、適正処理が出来るばかりでなく、環境負荷低減策への貢献も明らかであり、木くずの産業廃棄物業種指定を除外する事を提言する。

◆廃棄物種類等に関する自治体の判断事例の検討<担当：濱松委員>

次の通り検討内容をまとめ、提言書を直近の理事会へ提出することとなった。
(一部省略)

【提言】

廃棄物処理法では産業廃棄物を20種類に区分し、それに該当しない廃棄物を一般廃棄物と規定している。しかし廃棄物は多種多様であり、バッテリー・乾電池・蛍光灯に代表される複合廃棄物の構成廃棄物の判断は自治体によって異なっている。

その結果、ある県から他県へ運搬した場合には種々の問題が顕在化している。

その解決のため、各自治体の判断基準を当該メーカー情報により全国統一化することを提言する。

【提言のまとめ】

バッテリー・乾電池・蛍光灯3品のよ

うな複合品の廃棄物の種類についての提示は当該品の製造メーカー責任の中で行うべきと考える。同時に製造者責任として廃棄物処理業者が廃棄物を処理しやすいよう、製品種類を表示する。或いはHPで公開する等を義務付けるよう当該品メーカー工業会への指導をしていただきたい。

◆特管品目(廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥)許可範囲の拡大(該当品目の産廃許可の包含)<担当：森副委員長>

産廃と特管産廃の法区分のもとで、特管許可を取得していれば産廃許可は不要とする許可の一本化を要望する。対象品目は、廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥の4品目に、鉍さい・燃え殻・ばいじんを加え、以上の7品目とする。

また、WDSのテーマについても、行政へ提言する方向で進める。なお、次回委員会では本テーマとWDSについての正式な提言書を作成し、最終確認を行うこととなった。

◆次回委員会について

当委員会が発足されてからの第一期検討テーマが終了し、新たに第二期のテーマ検討を行うため、まずはその背景を理解し今後の方向性を明確にする事を目的とした合宿型委員会を平成25年11月28日(木)~29日(金)に開催することとなった。



女性部だより



新入部員6名による会社紹介とチーム別ミーティング

平成25年10月17日(木)15時より協会会議室にて、女性部全体会が開催された。

最初に行われたのは、今や恒例行事となった部員の会社紹介。今年になってから入部した8名のうち、今回出席した6名の新入部員にお話いただいた。

(株)アンカーネットワークサービス 清野文子さんから始まり、有明興業(株) 檜山民江さん、成友興業(株) 元石真祐美さん、(株)ハチオウ 大野晶子さん、東京エコリサイクル(株) 橋本由美子さん、そして最後に(株)タカヤマ 蛭田温子さん。それぞれが、各社の業務内容や担当業務、入社のかっかけ、仕事上での悩みや体験談に至るまで、生き生きと語って下さった。

女性ならではのオープンさと、皆で情報を共有しようとする姿勢が、女性部の

最大の強みである。その相互扶助の精神が少しずつ広がりを見せて、部員増加につながっている。会社紹介と質疑応答は、そんなことを参加した誰もが実感できる貴重な時間でもある。ちなみに10月17日現在で部員数は37名となった。

各社紹介で盛り上がり、残り時間が少なくなった中、来月行われる全国大会での「e-Lady21のつどい」と、環境教育の取り組みについての経過報告があった。その後、企画研修チームとPRチームに分かれて今後の予定などについて話し合った。

2時間がとても短く感じる中身の濃い全体会であった。

武蔵野土木工業(株)
渡邊 久美 記



(株)アンカーネットワークサービス
清野 文子さん



有明興業(株)
檜山 民江さん



成友興業(株)
元石 真祐美さん



(株)ハチオウ
大野 晶子さん



東京エコリサイクル(株)
橋本 由美子さん



(株)タカヤマ
蛭田 温子さん

委員会報告



安全衛生推進委員会 (伊藤委員長)

平成25年10月16日(水)16時30分よりグリーンホール(神田)に於いて、7名の委員によって開催された。議題は、来年予定している「メンタルヘルスケアに関する研修会」についてである。

まず事務局より、講師について検討した結果、公益財団法人21世紀職業財団の方に依頼することで決定したとの報告がなされた。研修内容に関しては、『職場におけるパワーハラスメント防止とメンタルヘルス対策について』を予定とし、平成26年2月下旬に開催する方向で進めることとなった。

なお、次回委員会は平成26年1月中旬に開催を予定している。

中間処理委員会 破碎・圧縮分科会 (松岡リーダー)

平成25年10月22日(火)15時から東京ボード工業株式会社にて分科会が開催された。

前回に引き続き勉強会を兼ねての施設見学を東京ボード工業株式会社にて行った。工場では廃木材を利用したパーティクルボード製造工程を見学した。

その後の分科会では、メンバー近況報告及び意見交換を行った。

意見としては以下のようなものがでた。(●再生砕石はまだ出荷困難な状況である。●鉄スクラップの発生が非常に悪い。●社内で安全とメンテナンスに関して今一度見直しを行っている。●住所変更に伴う届け出だけでも40件以上ありとても大変だった。●重機オペレーターにベテランが少なくなっているため教育基準を引き上げていかなければならない。●重機火災を想定して廃棄物の上には重機を置かない。●収集運搬車両にドライバーの名前を表記してマナー向上を。●台風の影響で計量台貫が水没。●台風の影響により工場内に雨が吹き込み製品が被害を受ける。等)

また、合理化に向けた分科会メンバー間の施設情報共有化に関して議論したとともに、情報シートの作成について意見収集した。



世界に誇る縄文文化 — 漆 —

講習会では時間の制約もあり、四方山話をする余裕がない。そこで、誌上でひとつ。

日本列島では、約13000年前頃からヒトが定住し土器を作り始め、縄文文化が開花していったが、数千年を経て寒冷化を迎え、特に東日本を中心に衰退の道をたどった。そこに、やがて大陸の半島から新しい米作りの文化をたずさえた人々が流入し、弥生時代が始まった。昔は、縄文人が弥生人に駆逐されていったとも考えられ、米作りに始まる弥生文化こそが今につながる日本文化の始まりだと考える人も多くいた。

しかし、半島から流入してきた文化は、縄文文化を支えてきた人々に受け入れられることによって、列島内に拡がり、民族的にも縄文人が弥生人に取って代わられたというより、混合が進み、今につながる日本人が出来てきたとみるのが、考古学・古代史の結論のようだ。そして、縄文文化が日本文化の基層として幅広く残っていることが広く認識されることにもなった。

このことは、とかく日本人は米作り文化の流入以来、大陸や半島から流入する文化・文明の吸収・消化によって発展してきたという一種の負い目に対し、もっと日本人は自国の文化に自信を持って！という気分にもしてくれる。

世界に誇る日本の漆

そこで縄文文化だが、縄文土器は、世界の先史土器に比類のない美しさを誇るといわれているが、漆（うるし）の技術も世界に誇るべき日本のオリジナル文化なのだ。漆器は英語でJapan wareといい、日本の伝統文化として西洋の人々に広く認知されていることを示している。

オリンピックの金メダル、必ずしも金だけでできているわけではない。長野の冬のオリンピックの時には、貴金属のほかには漆が使われ、実に良い風合いの日本ならではの金、銀、銅のメダルであったことを鮮明に覚えている。しかし、この漆文化も、遡れば半島を経由して大陸から来たものを、ご先祖様達が学び覚えて日本の伝統文化として育ててきたと、最近まで思われてきた。

漆の文化も源は大陸？

中国では漢の時代（紀元前2世紀～紀元2世紀）に漆の文化が発達し、仏教美術にも高度な漆技術が用いられ、それが日本にもたらされたというのだ。

漆技術の起源は中国の長江流域に求められ、上海の少し南にある、最も古いとされる浙江省の河姆渡（かぼと）遺跡出土の赤漆塗りの椀は、約6200年前のものと判明している。それは、日本の縄文時代前期にあたるのだが、その年代のものとして、福井県若狭町の鳥浜貝塚遺跡で赤色漆塗りの櫛が出土している。それでも、その漆技術は半島経由で中国からもたらされたと考えられていた。しかし、縄文前期の日本の漆製品は種類が豊富で、赤漆、黒漆を使うなど中国・河姆渡遺跡の漆器よりも格段に優れており、漆技術は日本独自の文化ではないかとの意見もあったという。

やがて、平成13年に、北海道函館市の垣ノ島（かきのしま）B遺跡から9000年前（縄文早期中頃）の漆塗りの腕輪が出土し、世界最古の漆器とされるに至った。また、約1万年前の地層から漆の樹木が見つかり、日本列島に漆が自生していたこと、縄文前期初頭には、山陰から東北の日本海側や北海道東北部など各地で漆

製品が出土していることから、漆技術は列島で生まれ育まれた独自の文化であることが判明した。

日本独自の漆文化

中国・河姆渡遺跡（この遺跡は、稲作の起源の地ではないかとされる有名な遺跡。稲作の日本への渡来については別の機会に触れたい。）の中国最古の漆の木椀のころ、日本では、漆塗りの木製容器や土器、漆塗りの櫛、編み紐などに赤漆を塗った装飾品など、多種多様で丁寧なつくりの漆製品がそろっている。また、縄文時代後期には、編んだ容器に目止めをした下地に漆を塗って仕上げた籃胎（らんたい）漆器というものが作られるなど、複雑な工程を経た多様な製品が現れており、漆技術のさらなる発展が見られるという。

漆技術は、漆液の採取、精製、着色、塗布、塗り、乾燥、磨きにいたる複雑な工程があり、現代でも細心の注意を払って製作が行われている。大変な作業を必要とし、また、そのような技術を習得するには、長く厳しい修練が不可欠でもある。高度の技術と気の遠くなるような手間を要する漆器は、大変高価であり、私など手が出ないが、漆器の製作プロセスの解説を聞くとやむを得ないのだと納得する。とにかくすごい。

縄文時代のご先祖様達が、漆というものを利用するという発見が、どうして生

まれたか不思議極まりない。すごいヒト達だ。人間の能力、スマホなどにハマっている現代人より縄文人の方がはるかに優っているようにも見える。

縄文時代に漆の栽培？

漆の複雑な工程に対応する遺物（漆をろ過した編み布など）だけでなく、縄文を代表する遺跡のひとつである青森の三内丸山（さんないまるやま）遺跡には、漆の種子があった。漆の花粉が見つかる遺跡も多く、漆は遠くから運んでくるのではなく、拠点となる集落の周辺で管理・栽培して採取したものといわれている。輸入技術である日本での米作りが始まるかなり前に、日本発の漆の技術がそこまで発展していたことには、ただただ驚かされる。

なお、半島の韓国最古の漆製品は2400年ぐらい前のものとされ、かなり新しく、日本列島と同じ樹液採取の方法がとられているところから、日本から朝鮮半島に伝来していった可能性が高いと言われている。

我々も世界に発信を

こういう話を聞くと、大陸の周縁部にあって、常に外来の文化のお世話になってきたという負い目を捨て去り、世界に発信できるオリジナルなものを我々は昔から持っていたという自信をもっと持たねばと思う。そこで、日本の産業廃棄物処理技術、ガラパゴス的に高度化するだけでなく、海を渡り世界に広めようではないか。

さて、漆の良さがわかる年代になってきた？ 筆者も、お椀に匙（さじ：スプーン）など、わずかではあるが漆製品を使い始めている。

*新史論／書き替えられた古代史1『神と鬼のヤマト』関 裕二(2013小学館新書)

*日本古代の歴史①『倭国のなりたち』木下正史(2013吉川弘文館)

(専務理事 古川 芳久)

◎漆
基層文化かどうかはともかく、漆工芸の技術は縄文時代の早い段階から列島に存在していた。写真は、石川県三方町の鳥浜貝塚から出土した、縄文時代前期の赤色漆塗りの飾り櫛（長さ九五・五㎝）



松木武彦『列島創世記』109ページより

大規模災害を想定した今後の対応に業界の力量が試される

～環境省『第一回巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会』を傍聴して～

最近読んだ本の中に新田次郎著の『怒る富士』があります。これは約300年前、宝永4年（1707年）の富士山最後の噴火を題材に被害の状況、藩主・幕府の対応と被災した農民を中心とした民の悲惨さの様子を題材とした小説です。

宝永6年正月に第5代将軍綱吉が没し、第6代家宣となり幕府中枢の権力者も大老柳沢吉保（松平吉保）から側用人間部詮房に移行し、江戸幕府内部も不安定な時期でした。

一方、噴火による降砂は富士山以東が特に酷く、多い所で約1.8m以上少ない所でも約0.6m程度降ったと記録されています。

当時、小田原藩主であった大久保忠増はその状況から藩独自の復旧は無理と判断し所領のうち駿東郡59か村を幕府に返地し、幕府はそこを亡地としたため、農民は棄民となりました。

又、幕府は関東郡代である伊奈半左衛門を当地差配代官として復旧に当たらせました。

半左衛門は現地を視察した結果、復旧費用として36万両（1両100,000円として360億円）の見積もりを幕府に提出し、幕府は緊急措置として各藩に100石当たり2両を拠出させ42万両を集めましたが、現地への手当は3万両しか出さず大半は別の経費に引き当てました。これ以上書く小説の解説文になるので止めますが、個人的には先の東日本大震災時の対応と何が被るのは私だけでしょうか。

過日、環境省が主催した『第一回巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会』を傍聴しました。その時の話と

して、東日本大震災時に発生した災害廃棄物は地震によるもの約2,000万トン、津波堆積物約1,000万トン計3,000万トン発生したと推計されています。一方、30年以内の発生確率が60～80%とされている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震ではそれぞれ3億9,000万トン、1億トンの災害廃棄物が発生すると予測されています。

国では平成25年度に環境省が『災害廃棄物対策指針』を取り纏め、都道府県或いは市町村の廃棄物処理計画を災害発生前、災害応急対応時期、災害復旧・復興時期に分け指針を示しております。また平成24年に国土強靱化の推進を閣議決定すると共に、平成25年に国土強靱化推進室を設置し、「国土強靱化を確保する上で事前に備えるべき目標」を決定しました。その中では大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備することが必要で、それを確保するためには回避すべき起こってはいけない事態として、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態と位置付けています。この議論はまだ緒に就いたばかりで、上記委員会審議を重ねる中で内容が明らかになるものと思います。そしてこの事を完遂するためには官民一体となった対応が求められるでしょう。今後、会員の方々或いは協会に対してさまざまな課題提示がある事も予想されます。その対応如何によっては我々業界の力量を試されるのかもしれませんが。

（事務局次長 片山 卓）

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

(株)リバース

55・182ページ

(No.9018)

【旧代表者名】代表取締役 都外川 道德

↓

【新代表者名】代表取締役 都外川 智徳

(株)栄運輸

72・185ページ

(No.3170)

【旧住所】〒125-0031 東京都葛飾区西水元6-22-3

↓

【新住所】〒125-0032 東京都葛飾区水元1-22-56

*電話番号・FAX番号は変更なし

(有)常盤組

124ページ

(No.4191)

【旧住所】〒187-0004 東京都小平市天神町1-18

↓

【新住所】〒187-0004 東京都小平市天神町1-3-32

*住居表示実施（平成25年10月1日～）

(有)ギボン建機

54ページ

(No.6019)

【旧住所】〒175-0084 東京都板橋区四葉1-19

↓

【新住所】〒175-0083 東京都板橋区徳丸4-16-9

(株)アイエフ物流サービス

152ページ

(No.1181)

【旧住所】〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町

3-2-5-1208

【旧電話番号】048-758-4461

↓

【新住所】〒344-0014 埼玉県春日部市豊野町2-8-2

(豊野工業団地内)

【新電話番号】048-731-1000

【新FAX番号】048-731-1110

～協会の主な今後の日程～

(平成25年11月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
11	1	金	第三回東京都受託事業講習会企画委員会 15:00～	協会会議室
	7	木	中間処理・収集運搬 合同委員会 15:00～	協会会議室
	8	金	「第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会」13:00～/交流会18:00～ 「e-Lady21のつどい」 16:55～	伊勢志摩ロイヤルホテル
	11	月	青年部 関東ブロック幹事会 15:00～	協会会議室
	13	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～/第5回理事会 14:30～	協会会議室
	19	火	全産廃連；正副会長会議 12:00～/理事会 13:30～	全産廃連会議室
	21	木	女性部 施設見学会	
	22	金	第51回関東地域協議会 会長会議 12:00～/協議会 14:00～	山梨県 「ホテル談露館」(甲府市)
	26	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00～/常任理事会 13:30～	協会会議室
	28	水	法制度検討合宿委員会 13:00～	アジア会館
29	金	↓ ～ 12:00		
		青年部 幹事会 15:00～	協会会議室	
12	4	水	全産廃連；「産業廃棄物処理実務者研修会」(当協会：協力機関)	ベルサール西新宿
	11	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～/第6回理事会 14:30～	協会会議室
	19	木	女性部 幹事会/勉強会	協会会議室
27	金	<仕事納め>		
1	6	月	<仕事始め>	
	8	水	常任理事会 13:30～/第7回理事会 14:30～	協会会議室
	17	金	全産廃連；理事会/新年賀詞交歓会	明治記念館
	24	金	講演会/賀詞交歓会	青山ダイヤモンドホール

『平成25年度国内処理施設見学会・多摩支部20周年記念施設見学会』 中止のお詫び

去る10月25日(金)～26日(土)に予定しておりました標記施設見学会の開催は、台風の影響が心配されることから、急遽中止とさせて頂きましたことを深くお詫び申し上げます。心待ちにされていた方も多かったと思いますが、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

光が丘運輸(株)

代表取締役 中島 寛子

産業廃棄物収集・運搬(積替え保管を含む)

[廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類]

積替え保管できる産業廃棄物の種類

[廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類]

〒179-0076 東京都練馬区土支田1-24-15

☎03(3925)4172

(株)昌和プラント

代表取締役 廣木 直江

産業廃棄物収集・運搬(積替え保管を除く)

[燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)]

特別管理産業廃棄物収集・運搬(積替え保管を除く)

[① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)

② 廃酸(pH2.0以下のもの)

③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)

④ 特定有害産業廃棄物 ア.金属等を含む廃棄物 *別表省略]

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業 中間処理 *神奈川県知事許可

〒231-0031 神奈川県横浜市中区万代町2-3-1

☎045(681)9027

～会員企業の皆様へ～

本誌への広告を募集しております。

お問い合わせは (一社)東京都産業廃棄物協会
電話 03-5283-5455

よるが相談

繰越青色欠損金の控除

質問 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の控除について控除の期間が延長されたと聞きます、どのように変わったのか教えてください。また、繰越欠損金の損金算入の順序、大会社の場合の損金算入についても教えてください。

回答 (平成25年4月1日の状況)
確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の日の前9年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度で発生した欠損金は、その各事業年度の所得金額の計算上損金に算入されます。欠損金の繰越控除を受ける法人は、欠損金額が生じた事業年度で青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について確定申告書を提出していることが必要です。

例えば、繰越欠損金が200万円で、その事業年度の所得が100万円の時、欠損金200万円のうち100万円が損金の額に算



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

繰越青色欠損金の控除・税務調査

入されその事業年度の所得はゼロとなります。控除し切れなかった残りの100万円は翌年度以降の控除のために繰り越されます。

(大会社の場合)

中小法人等以外の法人の青色申告書を提出した事業年度の欠損金については繰越控除限度額が、控除前所得の金額の100分の80相当額とされました。

上記の事例の場合では、所得が100万円ありましたが、繰越控除で損金に算入できる金額は80万円(100万円×80%)となります。

したがって、翌期以降に繰り越される欠損金額は120万円となります。中小法人等とは資本金が1億円以下の中小企業者(資本金5億円以上の大法人の完全支配関係子会社を除く)です。

(損金算入の順序)

繰越欠損金はその事業年度開始の日前9年以内に開始して事業年度のうち2以上

の事業年度で発生している場合、控除の順番は最も古い事業年度において生じたものから順次損金に算入されます。

(従来の繰越控除)

欠損金の繰越控除制度の見直しがなされたのは平成24年の改正においてであります。それまでは、欠損金の繰越期間は7年でした。それが、9年へと延長されることになりました。

したがって、7年で期限切れとなってしまう分があります。現在は9年が繰越期間です。しかしながら今から、すぐに9年分繰り越されるわけではありません。気をつけてください。

(関連する改正)

帳簿書類の保存…保存期間が9年とされました。

この9年は青色欠損金額の繰越控除の適用を受けるための要件です。

欠損金額が生じた事業年度の保存期間で、所得金額が生じた事業年度の保存期間は、従来どおり7年です。

実務上は欠損金額の生じた事業年度と所得金額の生じた事業年度とで、保存期間を使い分けるのは難しく、結果として9年間の保存期間となります。

更正の期間制限の延長

…法人税の欠損金額に関わる更正の期間が7年から9年へ延長されました。

更正の請求期間の延長

…法人税の欠損金額に関わる更正の請求期間が1年から9年へ延長されました。

税務調査

質問 新たな税務調査に関する規定が施行されましたが税務調査は変わるのでしょうか。

回答 平成25年1月から税務調査の手続きを定めた国税通則法が施行されることになりました。

国税通則法の改正概要

1. 税務調査手続きの明確化

①税務調査に先立ち、原則として「事前通知」を行うこととされました。ただし、課税の公平の観点から、一定の場合には事前通知を行わないこととされています。

②課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続きが整備されました。

③納税者から提出された物件の預りの手続きの他、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができる旨が法令上明確化されました。

2. 更正の請求期間の延長

納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間が1年から5年へと延長されました。

3. 処分の理由附記等

すべての処分(申請に対する拒否処分

及び不利益処分)について理由附記をすることとされました。

(事前通知について)

質問 事前通知は必ず行われるのですか。

回答 実地の調査を行う場合は、原則として、調査対象の納税者に対し、調査開始前に相当の時間的余裕をもって、電話等により、調査の開始日時、調査を行う場所、調査の目的、調査の対象税目、調査の対象期間等を通知します。

ただし、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合は事前通知を行わない場合があります。

事前通知は税務代理権限証書を提出している税理士等(税務代理人)がいる場合は、納税者本人に加え、税務代理人に対しても事前通知を行うこととされています。

質問 反面調査の時は事前通知をしますか。

回答 取引先等、納税者以外の方に調査をしなければ納税者の申告内容について正確な事実の把握が困難と認められる場合、その取引先等に対していわゆる反面調査を行う場合があります。

反面調査の場合については事前通知の規定はありませんが、運用上原則として、その対象者に連絡をすることとされています。

(質問検査権・留置きについて)

質問 正当な理由がないのに帳簿書類等の提示・提出の求めに応じない場合は罰則が科されることになりませんか。

回答 帳簿書類等の提示・提出の求めに対し、正当な理由がないのに提示・提出を拒んだり、虚偽の記載した帳簿書類等を提示・提出した場合は罰則(1年以内の懲役又は50万円以下の罰金)が科されることがあります。

質問 提示提出を求められたものが私物の場合、拒否することができますか。

回答 法人税の調査でその法人の代表者名義の個人預金に事業関連性が疑われる場合にはその通帳の提示・提出を求めることは法令上認められた質問検査の範囲に含まれるものと考えられます。このような場合はしょうがないと思いますが、拒否すべきことは拒否すべきと考えます。

質問 調査担当者は国税の調査において提出された物件を留置くことができることになりました。「留置き」とは聞きなれない言葉ですがどのような意味ですか。

回答 平成23年12月の税制改正で国税庁等(国税庁、国税局、税務署)の調査担当者は国税の調査において

必要があるときは、その調査において提出された、物件を留置くことができることになりました。

留置きとは提出を受けた物件について国税庁等の庁舎において占有する状態をいいます。簡単に言いますと、納税義務者から調査に必要な物件(帳簿書類等)を預かるということです。

当該職員が留置きする場合は、預る物件の名称等を記載した預り証が交付され、善良な管理者の注意をもって管理する義務があります。

質問 留置きに応じた場合でも、申し出れば直ちに返還してもらえますか。もし返還されない場合は、不服を申し立てられますか。

回答 留置かれた物件は、留置が必要がなくなったら、遅滞なく返還されることとなります。国税庁は提出した者から返還の求めがあった場合特段の支障がない限り速やかに返還することとしているとのことですが、『特段の支障がない限り』という条件がついていますので、無条件、無制限に返還されるわけではないようです。

提出した者が返還請求したにもかかわらず、課税庁が拒否した場合は、拒否処分について税務署長に異議申し立てができると解されます。

(調査終了時の手続き)

質問 更正決定等をすべきと認められる場合は調査結果が説明されることになっていますが、どのような様式ですか。

回答 調査の結果、更正決定すべきと認められる非違がある場合は、更正決定をすべきと認められる額やその理由を納税者に説明されます。法令上は説明の方法は明示されていませんが、原則、口頭で行われます。必要に応じ非違の項目や金額を整理した資料で説明されることもあります。

質問 調査結果の内容説明を受けた後、修正申告か更正決定を受けるかになりますが、どのような差異がありますか。

回答 調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合、原則として修正申告の勧奨をしますので、これは納税者が自ら是正するもので勧奨に応じるかはあくまで納税者の任意の判断です。

修正申告の勧奨に応じなければ、課税当局による更正決定がなされることとなりますが、応じないことで、基本的に不利な取り扱いを受けることはありません。ただ、修正申告を行った場合は、更正の請求は出来ませんが、不服申立てをすることは出来ません。

事務局だより 今年各
地では台風による被害が伝えられていますが、10月16日の26号(Wipha)は伊豆大島で土砂崩れによる死者行方不明者を伴う大被害をもたらしました。

今年9月4日に17号(Toraji)が九州鹿児島指宿付近に上陸、9月16日には18号(Man-yi)が東海豊橋付近に上陸しました。中でも18号は日本列島を縦断し各地に多くの被害が出ました。

26号上陸時は強風と雨により朝、首都圏の交通機関が混乱し通勤通学の方の足が乱れた事はまだ記憶に新しいところです。

当協会では当日の午後に安全衛生推進委員会主催により、東京労働局労働基準安全課から講師として地方産業安全専門官を講師としてお招きし講習会を計画しておりました。午前中には参加予定者がはたして集まれるのかヤキモキしておりましたが、蓋を開けると若干名の欠席があったものの、ほぼ全員が出席と胸をなでおろしました。

翌日の10月17日にも予め企画しておりました建築廃棄物委員会主催の施設見学会が実施されました。この日は朝から台風一過の好天に

編集後記

今年残念ながらノーベル賞の日本人受賞者は出ませんでした。日本人の受賞者がいた場合、その受賞理由については詳しく報道されます。しかし、今年のような場合、それぞれの受賞内容についての詳細があまり報道されていないような気がします。それはそうだろうと納得せざるを得ないのでしょうか。

日本語だけだと知識、知見に偏りが出てしまう。こんなことを書くとなんかどうなのでしょうかと詰問されてしまうでしょう。どうしても報道というのは時間や場所の制限の関係で何でもかんでもという訳にはいかないのも現実のようです。しかし、現代はあらゆる情報が自由にとれる世の中になっています。それら情報を理解するためには外国語が必要となります。やはり道具は自分自身で整えるべきでしょうか。

先月、台風のことを書きましたが、時期外れに

恵まれ無事すべての計画を終わらせることが出来ました。それがもし前日であったらと思うと事務局としてはゾーとします。

この時期は当協会としてのイベントが数多くあり、その中には『平成25年度国内処理施設見学研修会と多摩支部20周年記念施設見学会』が合同で10月25日(金)、26日(土)の二日間に亘り計画されていました。一方、10月の19日頃発生した台風27号(Francisco)、又続いて発生した28号(Lekima)の進路予想が明らかになってきました。それを見ると25日には27号が日本の南側に接近し、26日には東海地方を含み上陸の恐れありとのことでした。本見学研修会の訪問先は静岡県であり、予報通りとすればまさしく地点が合致することが予測できました。

週が明け10月21日の月曜日には決行可否かの公式判断が必要と考えていた矢先、高橋会長が『中止』を決断されたと専務理事を通じて連絡を出先で受けました。

組織の安全を考えるのはそのトップの役割です。この判断の際推定されるリスクの大きさは是非が論議されますが、私はこの会長判断『英断』と思います。(片山)

なるかなと心の中では想っていました。東京都では大島で大災害が発生し、多くの人命が失われました。被害を受けた方々に対して心よりお見舞い申し上げます。このような自然災害は、やはり温暖化の影響なのかもしれません。ところが、報道によると現在の状況は寒冷化へ向かう予兆であるという学者の意見もあるそうです。どちらが正しいかは分かりませんが、気候の転換期に入ってきていることに間違いはなさそうです。

先月号に記載しましたが、協会では千葉県協会と合同で久方ぶりの海外視察を行いました。冒頭、書きましたが、海外との交流には言葉の理解が欠かせません。教育の如何によっては国力に相当の違いも出るのかもしれませんが。業界も国際化の時代を本格的に迎えているようです。乗り遅れないようにするためには自助努力なのでしょうか。国も若年層に対しては考えているようです。(乙顔)

とうきょうさんぱい 2013 第279号

発行人 高橋 俊 美
企画・編集 広報 委員会
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に responding していくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

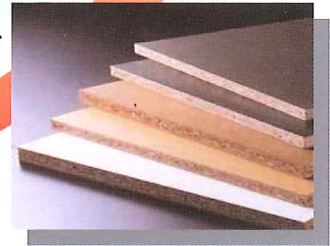
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用方法と言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？ 私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティクス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667